

養育費取り決め支援制度（費用補助）のご案内

～ 申請される方へ ～

養育費は子どもが経済的・社会的に自立するまでの衣食住に必要な経費や教育費、医療費などです。子どもと離れて暮らすことになった親であっても、子どもの生活を保障し、子どもの健やかな成長を支える義務があります。

そのために、離婚時に養育費の金額・支払期限・支払方法などをしっかりと取り決めておきましょう。取り決めた結果は、口約束や覚書だけでなく、法律的に有効な書面（公正証書、調停調書等）を作成することが大切です。

養育費履行確保事業・・・費用補助は2つ

(1) 公正証書等作成費用の補助

養育費の支払いについて、公正証書※1や家庭裁判所の調停で取り決めを行う場合の費用を補助します。

※1 当事者間で約束したことを法律の専門家である公証人が証明する書面のことで、公証役場において作成します。公正証書では、「支払いを怠った場合は、直ちに強制執行に服する」という趣旨の条項（強制執行認諾条項）が入ることから、万が一不払いになった後の強制執行（財産の差押え等）が可能になります。また、家庭裁判所で作成される調停調書によっても、履行勧告や強制執行の手続きができます。

(2) 養育費保証契約費用の補助

養育費の受取権利者が保証会社と「養育費立替保証契約」※2を結ぶ際に、必要な費用を補助します。

※2 支払義務者が支払いを怠った際に、民間の保証会社が受取権利者に対して立て替え払いをし、後日保証会社が支払義務者にその金額を請求するものです。

ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

問い合わせ先

新潟市子ども未来部 子ども家庭課

〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

TEL:025-226-1201

URL: <https://www.city.niigata.lg.jp>

申請をお考えの方は、
お気軽にお問い合わせ
ください。



【補助内容一覧】

事業名	(1)公正証書等作成費用の補助	(2)養育費保証契約費用の補助
対象者	新潟市にお住まいの母子家庭の母、父子家庭の父で、次の要件をすべて満たす方。 <ul style="list-style-type: none"> ・養育費に係る「債務名義」★を有していること。 ・養育費の取り決めの対象となる子（20歳未満）を扶養していること。 ・養育費の取り決めに係る費用を負担したこと。 ・過去に他の自治体を含め同様の補助金の支給を受けたことがないこと。 ・保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること。（(2)の補助のみ） 	
補助対象費用	<ul style="list-style-type: none"> ・公正証書 公証人手数料令に定められた公証人手数料、戸籍謄本等添付書類取得費用など ・調停申立 収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、切手代など ・裁判 収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、切手代など 	<ul style="list-style-type: none"> ・保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する費用のうち、保証料として本人が負担するもの（別途、毎月の事務手数料として発生するものは補助対象外）
補助額	2つの支援事業に係る <u>対象費用の全額、「上限10万円」</u> を補助します。ただし、対象となる子につき、それぞれ <u>原則1回限り</u> となります。	
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療費助成受給者証の写し ※上記を受給していない場合は戸籍謄本 ・養育費の取り決めに交わした文書（公正証書等）の写し ・補助対象費用の領収書等 領収書には、「宛先」「領収年月日」「領収金額」「取引内容（但し書き）」「領収者の住所及び氏名、領収印」が必要 ※郵便局及び官公署が発行する領収書及びレシートは、「領収年月日」「領収金額」のみで可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療費助成受給者証の写し ※上記を受給していない場合は戸籍謄本 ・養育費の取り決めに交わした文書（公正証書等）の写し ・補助対象費用の領収書等 領収書には、「宛先」「領収年月日」「領収金額」「取引内容（但し書き）」「領収者の住所及び氏名、領収印」が必要 ・保証会社と締結した養育費保証書（保証期間は1年以上とする）の写し
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> ・公正証書等を作成した日（令和4年4月1日以降に限る）の属する月の翌月から6カ月以内に、申請書及び必要書類を添付して、新潟市こども家庭課へ提出してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・養育費の保証契約を締結した日（令和4年4月1日以降に限る）の属する月の翌月から6カ月以内に、申請書及び必要書類を添付して、新潟市こども家庭課へ提出してください。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所での受付はできません。市役所本館のこども家庭課にお出でください。 ・対象となるご本人が申請してください。 ・公正証書等作成費用の補助と養育費保証契約費用の補助は、それぞれ別の申請になります。 	

★ 公正証書や調停調書のように公に承認(公証)された内容のことを「債務名義」といいます。